



五條市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による五條市議会議員の定数を定める条例制定（改廃）請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、五條市条例制定（改廃）請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和3年7月5日

五條市長 太田好紀



記

- 1 五條市条例制定（改廃）請求代表者の住所及び氏名  
五條市今井3丁目1-5 谷 勝啓
- 2 五條市議会議員の定数を定める条例制定（改廃）請求の要旨  
五條市役所から車で1時間以上かかる大塔町にも市議会議員を最低1人加えることにする。  
平成25年11月に定数12人に減らしてからの人口が令和3年4月現在で約5,000人減少しているので12人も要らない。10人いれば充分です。